

# トヨ子通信

2008年5月

ホームページ <http://www.sasada-toyoko.jp/>  
e-mail sanbal@sasada-toyoko.jp



## 平和的生存権を高らかに掲げて



5月3日は憲法記念日です。今年も西濃憲法集会が開催されます。「憲法をくらしの中に」と願い、1995年より始まった集会ですが、この13年の間に9条改憲の動きが強まり、昨年の国会では改憲手続きのための国民投票法が自公・公明の強行採決で成立しました。5年後には改憲の国民投票が行われることもありうる時代となり、危機感を感じています。

貧困・格差が進んでいる今の日本の状況、今こそ私達のくらしの中に憲法9条や25条を活かすため、具体的な動きを作り出していくことの大切さを実感しています。

### 「平和・人権・民主主義を考える」

今年の西濃憲法集会は、第一部で「生きせろ」の著者雨宮処凛を迎える人がインタビューを行います。第二部では「アメリカの医療」の実態を告発したマイケル・ムーア監督の映画「シッコ」を上映。日本は医療制度改悪でアメリカの医療を追っかけていますが、日本の近未来が「シッコ」の中にある。

13年目を迎えた西濃憲法集会、プレ企画では中高生の「ようこそ先輩平和課外授業」は5時間目を迎え、また3日の取り組みも若い世代が中心になっております。いつの間にか憲法を守り発展させる運動の担い手が若い世代になっていることにすばらしさを感じます。

5月3日(土) 憲法記念日 11:30開場

大垣市情報工房5F スインクホール 入場無料

### 『生きせろ！』

第一部 12:15より

あまみやかりん  
雨宮処凜トーク

第二部 15:00より

SICKO  
映画「シッコ」上映

### ～自衛隊イラク派兵、憲法違反に～

大垣の住民もたくさん原告となっている「自衛隊イラク派兵差止め訴訟」の控訴審で名古屋高裁は4月17日、航空自衛隊の空輸活動は憲法違反という判決をくだしました。

判決は、航空自衛隊の活動が「戦闘行為の行われている地域に多国籍軍の武装兵員を定期的に輸送するのは戦闘行為に必要不可欠な軍事上の後方支援を行っている事であり、他国の武力行為と一体化した行動で、自ら武力の行使を行ったとの評価を受けざるを得ない」とし、「これらの活動は、イラク特措法に違反し、憲法9条1項に違反している」と断じています。また、憲法の平和的生存権について、「憲法9条が国の行為の側から戦争放棄や戦力不保持を規程している事から、平和的生存権は憲法上の法的な権利として認められるべき」としています。

自衛隊のイラク派兵の差止め請求は認められず、敗訴ですが、自衛隊のイラク派兵を憲法違反と断定した画期的判決となりました。

発行：日本共産党 笹田トヨ子後援会  
発行日：2008年5月1日 第69号  
連絡先：大垣市室本町5-8  
日本共産党大垣市後援会  
Tel 78-6865 Fax 78-8572

部内資料

### ～医療、特定財源問題、9条を訴える～

3月議会報告とあわせて、後期高齢者医療制度の問題を各地域で訴えています。



赤坂地区での街頭宣伝

医療シンポジウム

### 廃止させよう！「後期高齢者医療制度」

“命”天引き・「早く死ねということか」  
この怒りを廃止の力に

とき 6月8日(日)午後2時～4時  
ところ 大垣市スイトピアセンター

### パネリスト

せこ 由起子(元衆議院議員)  
柄澤 正人(しづさと診療所長)ほか

# 高齢者医療制度改悪 その後

4月から後期高齢者医療制度が始まり、4月15日には年金から保険料の天引きが行われました。全国の自治体の窓口は問い合わせや抗議の電話でパニック状態。大垣市はピーク時300件の問い合わせがあったということですが、他市で起きているミスではなく、比較的落ち着いた状態でした。しかし、窓口で説明を受けても、よく分らず帰ってきたというお年よりもいらっしゃいます。そもそも、後期高齢者医療制度そのものが無茶な制度で納得できるものではないのですが。共産党後援会や支部主催で市政報告会を開きましたが、出てくるのは高齢者の怒りの声、声、声……

## このままでは「垣老」も2割負担に

- ▶ 障害者手帳を持っている者は自動的に「後期高齢者医療保険」に加入している事になっている。なぜ入らなければならないのか、何回説明を受けても分らない。
- ▶ 7年前からC型肝炎の治療をしているが、3割負担で1回15,000円かかる。今度67歳になつて垣老が使えるようになり、1割負担の5000円になつてたすかっている。医療改悪で2割負担になつたら困る。
- ▶ 月額25000円の年金から介護保険料4190円を天引きされている。75歳になつたら医療保険料も天引きされる。私の年金はどれだけになるの？  
→この場合、本人の年金は25000円でも家族は課税世帯であるため、介護保険料の基準額4190円と後期高齢者医療保険料の均等割3275円が天引きされ、手元に残るのは17535円。

大垣市老人医療費助成制度（垣老）の「1割負担」は「老人保健法」の70歳以上の窓口「1割負担」を67歳から助成するものです。しかし、今回の高齢者医療改悪で「老人保健法」は廃止となり、「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められました。

議会や市当局も「垣老」の1割負担を守り拡充させるとしていますが、基になる法律が廃止されたため条例改正を行わないと来年の4月より自動的に「垣老」でも2割負担になってしまいます。「垣老」1割負担を守るためにも負担割合の根拠となる後期高齢者医療制度を廃止させることが重要です。

共産党は今、新たに「75歳以上の後期高齢者医療保険」と「70～74歳の医療費2割負担」の廃止を求めて署名活動を進めています。



お隣から借りてきた  
ギンギアナム

## 西濃社保協

### 高齢者医療・介護で市と懇談 ～高齢者の生活を破壊する年金天引き～

4月25日、西濃社会保障推進協議会は医療福祉施策について大垣市担当課と懇談を行いました。後期高齢者医療制度については、「年金の給付は2ヶ月の後払い」で、保険料の徴収は先払い、「年金天引きは無理やり老人の懐に手を突っ込んで取る制度」など後期高齢者医療制度に対する怒りの声がいくつも出されました。尚、65歳以上の国保世帯に対して国保料を年金天引きすることになっていますが、大垣市は平成21年度以降になることが明らかになりました。大垣市は高齢者の国保料の収納率は高く、あまり年金天引きの意味はありません。それどころか、少ない年金から分割払いなど何とかやりくりをしているところ強制的に天引きとなると高齢者の生活が成り立たなくなるおそれが出てきます。

又、介護保険制度の改悪で、「要支援と認定され介護ベッドが使えなくなった」とか「デイサービスの回数が減らされた」といった声が出されました。担当課は「医師やケアマネジャーの証明で特例措置が使えるので実態に即した対応を」ということでしたが、現実には介護保険の利用料の軽減措置がないため、生活保護受給者以外は低所得者であっても1割負担が付きまと、自ら利用制限をせざるを得ない実態が明らかになりました。懇談では、要支援認定者や特定高齢者向けに、介護保険外で必要な予防事業を行ってほしいという要望が出ました。